

うるま市 放課後児童クラブ
指定管理者募集要項
(南原学童クラブ)

令和6年8月
うるま市 こども家庭課

(募集要項)

目 次

1 対象施設の概要	1
2 指定管理者が行う管理等の基準	1
3 指定管理者が行う業務	1
4 指定予定期間	1
5 利用料金に関する事項	1
6 指定管理料	1
7 指定管理料の精算	2
8 申請者の資格	2
9 申請書類	2
10 申請書類の提出方法	3
11 募集に関する事項	4
(1) 公募説明会及び現場視察の開催	4
(2) 募集に関する質問の受付	4
(3) 募集に関する質問への回答	4
(4) 参加意思表示	4
12 指定管理者候補者の選定	5
(1) 審査及び選定方法	5
(2) 審査項目	5
13 選定結果通知	6
14 指定管理者の指定	6
15 申請にあたっての留意事項	6
16 指定後の手続	6
17 問い合わせ・書類提出先	7

うるま市学童クラブ指定管理者募集要項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全育成に資することを目的として設置する学童クラブの設置目的をより効果的に達成するため、当該施設の管理等を行う指定管理者の候補者を次のとおり募集する。

1 対象施設の概要

南原学童クラブ

- ・所在地：うるま市勝連南風原305番地（南原小学校敷地内）
- ・建物構造：鉄筋コンクリート造1階建
- ・施設内容：学童クラブ室、事務室ほか【床面積122.49㎡】

2 指定管理者が行う管理等の基準

- (1) うるま市学童クラブ条例（平成27年うるま市条例第42号）（以下「学童クラブ条例」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）、及びうるま市学童クラブ条例施行規則（平成28年うるま市規則第28号）（以下「学童クラブ施行規則」という。）、うるま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年うるま市条例第20号）（以下「基準条例」という。）及びこの要項等の規定に従って、学童クラブの管理等を行わなければならない。
- (2) 管理等の基準に関する詳細・目的事項は、指定管理者と市長が協議のうえ協定で定める。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、学童クラブ条例及び学童クラブ施行規則、基準条例に基づき行うものとする。なお、業務内容の詳細及び履行方法に関しては、指定管理者業務仕様書として別に定める。

4 指定予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 利用料金に関する事項

- (1) うるま市学童クラブは、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を適用する。
- (2) 利用料金の額を定めようとするときは、学童クラブ条例第8条及び第24条に規定する額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

6 指定管理料

指定管理料は、人件費、施設の修繕費（見積もりによる金額が1件当たり年度協定書で定める金額を超える修繕を除く）、事務費等であり、別紙2に示した額を目安とし、毎年度の市の予算

の範囲内において決定した額を支払うものとする。原則として増額は行わない。ただし、天災等指定管理者の責めに帰さない場合は、この限りではない。

7 指定管理料の精算

指定管理料に含まれる修繕費（見積もりによる金額が1件当たり年度協定書で定める金額を超える修繕を除く）について剰余金が生じた場合は、原則、市に返納するものとする。また、放課後児童健全育成事業に係る経費については、こども家庭庁から発出されている放課後児童健全育成事業実施要綱及び子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づいた実績に応じて精算するものとする。

8 申請者の資格

- (1) うるま市内に本店または事業所を有している法人、またはその他の団体であり、うるま市内で1年以上社会福祉事業の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、うるま市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）による更生・再生手続中でないこと。
- (4) うるま市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 納付すべき市税等（消費税及び地方消費税を含む。）の税金を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等に違反し、控訴、送検または命令等の行政処分を2年以内に受けていないこと。
- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から指定の取消し処分を受けた日から2年以内のものではない又は管理の業務の全部若しくは一部の停止処分を受け停止処分期間中のものであること。
- (9) 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること。
- (10) 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反していないもの。または、違反するものとして関係機関に認定された日から2年が経過している者。
- (11) 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。

9 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする事業者は、学童クラブ条例第13条及び学童クラブ施行規則第2条に基づき、次に掲げる書類を、提出期間内に市長に提出すること。また申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。

書類は原則A4縦型とし、A3の場合は折り込み、ファイルに綴ること。

また、【様式第1号】、添付書類①から⑪までを順に整理し、それぞれの書類毎にインデックスを貼付、提出書類を①から連番で頁を中央下に記載すること。

- ・ 提出書類 うるま市学童クラブ指定管理者指定申請書【様式第1号】
- ・ 添付書類

- ① 団体概要書【様式 1-2】
- ② 定款、規約又はこれに準ずるもの
- ③ 管理運営事業計画書【様式 2】 【様式 2-1】 から【様式 2-10】
- ④ 収支予算書（5年分）【様式 3-1】 【様式 3-2】
 ※平成 29 年 11 月に沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課が作成している会計の手引き（改訂版）を参考に作成してください。

⑤ 当該団体の経営状況を証する書類

ア 法人の場合

- (7) 法人税確定申告書の写し（別表 1, 4, 5 の 1, 5 の 2, 7, 16）（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）
- (4) 決算報告書（3期分）（貸借対照表、損益計算書）
 ※3期分の実績がない場合は事業実績に応じた年数分とする。

イ NPO 法人の場合

- (7) 法人税確定申告書の写し（別表 1, 4, 5 の 1, 5 の 2, 7, 16）（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）
- (4) 決算報告書（3期分）（貸借対照表、損益計算書）
 ※3期分の実績がない場合は事業実績に応じた年数分とする。

ウ 団体等の場合

- (7) 所得税確定申告書の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）
- (4) 収支決算書（損益計算書）3期分
- (4) 貸借対照表（青色申告書の場合）3期分
 ※3期分の実績がない場合は事業実績に応じた年数分とする。

- ⑥ その他当該団体の活動実績に関する書類
- ⑦ 全部事項証明書又は登記簿謄本（法人以外の団体にあたっては、代表者の住民票抄本）
- ⑧ 市町村税、都道府県税、国税等の未納の税額がないことの証明
- ⑨ 代表者の身分証明書（市発行分）
- ⑩ 誓約書【様式 4】
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

ア 職員に放課後児童支援員がいる場合は、その認定資格研修終了証の写し

イ 障害児受入推進事業、障害児受入強化推進事業の活用を考えている場合は、研修受講証の写し

ウ 任意団体（自治会等）においては、指定管理者となることについて、会員の了承を受けたことを証する書類（総会議事録等）

※各種証明書については、申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

10 申請書類の提出方法

(1) 提出期間

令和 6 年 9 月 9 日（月）～令和 6 年 9 月 25 日（水）（土日祝日を除く）

時間：9時～17時まで（ただし、12時～13時を除く）

提出場所に直接持参するものとする。ただし、台風や天災等の理由により、期間内に提出が出来ない場合にはこの限りではない。その場合には、事前に電話等で担当課へ報告し、提出期限延長の了承を得ること。

※1 書類の確認を行うため、提出に際しては事前に電話のうえ来庁すること。

※2 提出書類に不備がある場合は、指定された期限までに提出すること。

※3 提出された書類は返却しない。

(2) 提出場所

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市こども家庭課
電話 098-973-4983

(3) 提出部数

正本1部、副本15部とする。

11 募集に関する事項

(1) 公募説明会及び現場視察の開催

申請方法、提出書類などについての説明会を下記の日程で開催する。参加する団体は、公募説明会及び現場視察参加申込書【様式5】へ必要事項を記入し、メールにて提出すること。参加人数は各団体2人以下とする。※参加希望者がいない場合は開催なしとする。

公募説明会申込書受付期間

令和6年8月13日（火）～令和6年8月19日（月）12時まで

ア 公募説明会

開催日時 令和6年8月20日（火） 10時から1時間程度

開催場所 うるま市役所本庁 西棟3階 第一会議室

イ 現場視察

開催日時 令和6年8月28日（水）

※時間については、9時から12時の間で市が指定する。

開催場所 南原学童クラブ

(2) 募集に関する質問の受付

受付締切 令和6年8月30日（金）17時まで

質問方法 質問の趣旨を簡潔にまとめ、質問書【様式6】に記載し、メールにて提出すること。電話や口頭等による質問は受け付けない。

提出先 E-mail:kodomokatei01@city.uruma.lg.jp

(3) 募集に関する質問への回答

質問に関する回答は、令和6年9月6日（金）17時までにうるま市のホームページ上にて適宜公開を行う。

※質問者に関する公表は行わない。

(4) 参加意思表示

申請を希望する団体は、申請書提出前にあらかじめ公募に参加する意思を表明し、申請資格

を有することを誓約すること。参加意思表明書【様式7】の提出がない者については、申請ができないものとする。

提出期間 令和6年8月19日（月）～令和6年9月13日（金）17時まで

提出場所 うるま市こども家庭課児童係へ提出すること。

12 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定にあたっては、うるま市学童クラブ条例13条の2第2項の規定等に基づく基準により総合的に高い評価を受けた申請者を、指定管理者候補者として選定する。

(1) 審査及び選定方法

① 資格審査（書類審査）

申請関係書類の提出後、申請者の資格を満たしているかどうか審査を行う。

② 一次選考

参加資格を満たすと判断される事業者が3者以内であれば、一次選考（書類選考）は行わず、提出した全事業者をプレゼンテーションによる選考の対象とする。

ただし、参加資格を満たすと判断される事業者が4者以上の場合は、企画提案書等の提出後、下記ア～エの項目について、審査基準に基づきこども家庭課にて一次選考を行う。

ア 決算 報告書等

イ 様式2-4 II人材（2）「職員の配置及び勤務体制について」1, 2

ウ 様式2-7 III運営等（4）「保育料及び利用料金の設定について」

エ 様式2-10 V費用及び実績等（2）実績や経験など

一次選考の上位3者を次のプレゼンテーションによる選考の対象とする。（一次選考を行った場合にかぎりその結果を令和6年10月3日（木）17時までに全参加申込者に対して電子メールにて通知する。）

③ 二次選考

うるま市児童福祉施設等業務検討委員会（以下「検討委員会」という。）にて二次選考を行う。二次選考は申請者毎にプレゼンテーション15分、質疑応答20分を行う。

④ プレゼンテーション審査の日程 令和6年10月7日（月）・8日（火）

※1 詳細の日程については、市が指定する。

※2 プレゼンテーションは非公開とする。

※3 プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者が行い、出席者数は4人以内（代表者及び施設長予定者は必ず出席すること）とする。

※4 プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。（当日の追加資料の配布はできません。）

※5 プレゼンテーションの方法は、参加申込者の任意とし、パソコン等を使用する場合は参加申込者が用意すること。プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。

※6 プレゼンテーションの実施は、基本的に企画提案書等の提出順とする。

⑤ 選定された指定管理者候補者を指定管理者としない事情が生じた場合は、検討委員会において次点となった団体を順に候補者として選定するものとする。（検討委員会において基準点以上を獲得している団体に限る）

(2) 審査項目

学童クラブ条例第13条の2第2項の規定等に基づき、提出書類の添付書類【様式2】管

理運営事業計画書に示した内容とする。

【選定スケジュール一覧】

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和6年8月13日(火) |
| (2) 公募説明会 | 令和6年8月20日(火) |
| (3) 現場視察 | 令和6年8月28日(水) |
| (4) 質問締切日 | 令和6年8月30日(金) |
| (5) 質問回答日 | 令和6年9月6日(金) |
| (6) 参加意思表示提出締切日 | 令和6年9月13日(金) |
| (7) 申請書類の提出期限 | 令和6年9月25日(水) |
| (8) 一次選考(書類選考)結果通知 | 令和6年10月3日(木) |
| ※4者以上の参加がある場合に限る。 | |
| (9) 二次選考(プレゼンテーション) | 令和6年10月7日(月)・8日(火) |
| (10) 選定結果通知 | 決定後速やかに |

13 選定結果通知

応募された団体には、選定結果を前項による選定等委員会終了後、速やかに文書にて通知する。なお、選定結果についての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

14 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、学童クラブ条例第13条の2第2項の規定に基づき、議会議決を経て指定管理者として指定する。

指定管理者として指定された団体は、学童クラブ条例第14条の規定に基づき、協定を締結するものとする。

15 申請にあたっての留意事項

- 次の要件に該当する申請は無効とする。
 - 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合(軽微なものについてプレゼンテーション審査の際に訂正を認める。)
 - 申請書類に虚偽又は不正があった場合。
 - その他不正な行為があった場合。
- 本市が提供する資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、または、内容を提示することを禁じる。
- 申請書類の提出後辞退を申し出る場合は、辞退届【様式8】を提出すること。
- 申請にかかる費用は全て申請者の負担とする。
- 本申請に係る情報公開請求があった場合は、うるま市情報公開条例(平成17年うるま市条例第8号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。

16 指定後の手続

- 協定の締結
施設の管理業務等に関する細目的事項等については、市長と協議のうえ、基本協定を締結し

たうえで、各年度の指定管理業務内容及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料等を定める年度協定書を締結するものとする。

(2) 指定管理準備事務

指定管理者として指定された者は、市長と協議し、必要な準備事務を行うものとする。

(3) 協定で定める事項

ア 業務範囲に関する事項

イ 管理運営業務の実施に関する事項

ウ 指定管理者の収入および利用料等の徴収に関する事項

エ 管理運営業務の実施に伴うリスク分担に関する事項

オ 実績報告書等の提出及びモニタリングに関する事項

カ その他うるま市が必要と認める事項

17 問い合わせ・書類提出先

うるま市 こども未来部 こども家庭課 児童係 (赤嶺・岸本)

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL : 098-973-4983 FAX : 098-979-7026

E-Mail : kodomokatei01@city.uruma.lg.jp